

蕨市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

蕨市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年蕨市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項に次の 1 号を加える。

（6）住登外者宛名番号管理機能 住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者であって、住民記録システム等において住民とは別に管理しておく必要があるものをいう。以下同じ。）を識別するために番号を付番し、及び管理する機能をいう。

第 3 条中「利用」の次に「及び特定個人情報の提供」を加える。

第 4 条第 1 項中「市の執行機関が行う特定個人番号利用事務及び」を削り、「掲げる事務」の次に「、別表第 2 機関の欄に掲げる機関が行う同表事務の欄に掲げる事務及び市の執行機関が行う特定個人番号利用事務」を加える。

別表第 1 の 6 の項を 7 の項とし、5 の項の次に次の 1 項を加える。

6 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
------	---

別表第 1 に次のように加える。

8 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
---------	---

別表第 2 特定個人情報の欄を次のように改める。

特定個人情報
次に掲げる情報であって規則で定めるもの
（1）地方税関係情報

(2) 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報

次に掲げる情報であって規則で定めるもの

- (1) 地方税関係情報
- (2) 医療保険給付関係情報
- (3) 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報

次に掲げる情報であって規則で定めるもの

- (1) 地方税関係情報
- (2) 母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報
- (3) 児童手当関係情報
- (4) 介護保険給付等関係情報
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報
- (6) 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報

次に掲げる情報であって規則で定めるもの

- (1) 医療保険各法による医療保険の資格に関する情報
- (2) 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報

次に掲げる情報であって規則で定めるもの

- (1) 地方税関係情報
- (2) 医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療保険の資格に関する情報
- (3) 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報

別表第2に次のように加える。

6 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	次に掲げる情報であって規則で定めるもの
		<ul style="list-style-type: none">(1) 地方税関係情報(2) 医療保険給付関係情報(3) 医療保険各法又は高齢者の医

		<p>療の確保に関する法律による医療保険の資格に関する情報</p> <p>(4) 母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報</p> <p>(5) 児童手当関係情報</p> <p>(6) 介護保険給付等関係情報</p> <p>(7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報</p>
7 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの

別表第3を次のように改める。

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定め	市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報であって規則で定め

るもの

るもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年11月26日提出

蕨 市 長 賴 高 英 雄